

令和2年3月27日

ご利用者さま

西春日井農業協同組合

「成年後見支援貯金」の取扱開始について

西春日井農業協同組合では、令和2年4月1日（水）より、成年後見制度を利用される方を対象とした「成年後見支援貯金」の取扱いを開始します。

成年後見支援貯金は、成年後見制度を利用する成年被後見人さまの貯金のうち、日常的に使用しない金銭について別管理するための貯金で、その口座開設ならびにお支払いやご解約などに家庭裁判所の発行する「指示書」を必要とします。そのため、成年被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理を行うことができ、財産管理にかかるトラブルの防止が期待されます。また、財産管理の負担が小さくなることから、成年後見人さまにおいては成年被後見人さまの身上保護に集中しやすくなります。

当組合は本貯金の取扱いにより、社会的要請が高まっている成年後見制度の普及に貢献するとともに、組合員さまをはじめとした地域のご利用者さまのニーズにお応えできるよう、サービスの提供に努めてまいります。

記

1 取扱開始日

令和2年4月1日（水）

2 商品概要

(1) 商品名

- ① 成年後見支援貯金
- ② 成年後見支援貯金無利息型

(2) 利用対象者

個人のお客さまで、家庭裁判所から口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方

(3) 払戻方法

家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づく取扱いとなります。

(4) その他

詳細につきましては、当JAにお問い合わせください。

3 お問い合わせ先

お近くの支店窓口までお問い合わせください。

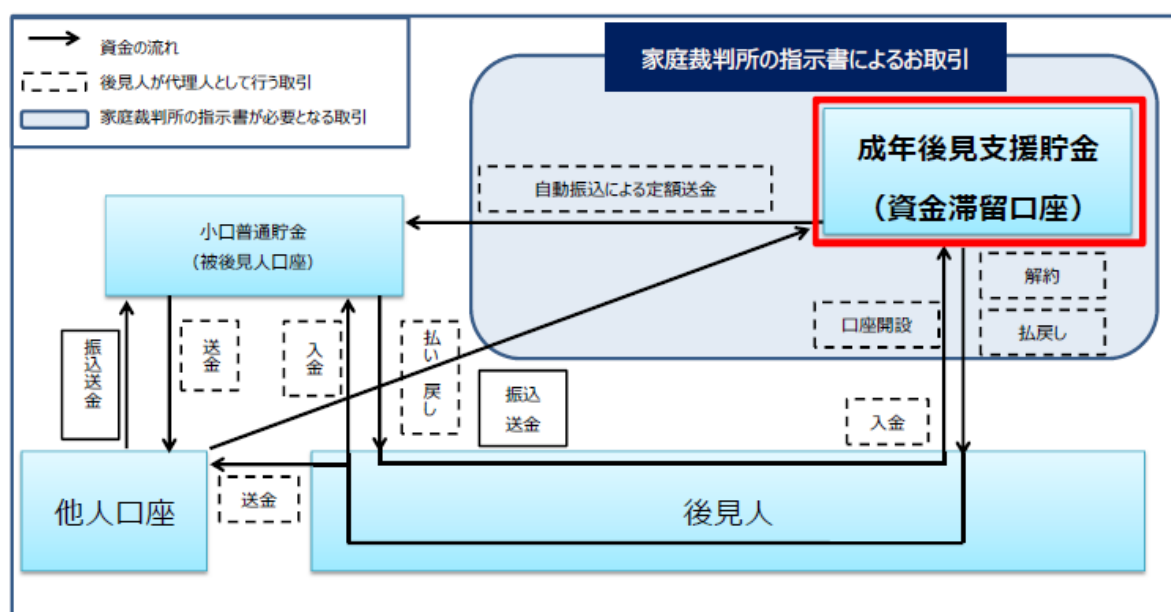
以上

成年後見支援貯金のご案内

J A 西春日井では成年被後見人さまの貯金について、成年後見人さまによる適切な財産管理を実現し、成年後見人さまの財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を軽減すべく、特定の取引に際して家庭裁判所の指示書を必要とする成年後見支援貯金を取扱っております。

I J A 西春日井で取扱う成年後見支援貯金のご利用イメージ

J A 西春日井の成年後見支援貯金口座では、①口座開設、②口座解約、③払戻し、④定期交付金（自動振込による定額送金）の設定・変更・解除の各取引で家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。



II J A 西春日井で取扱う成年後見支援貯金について (Q&A)

Q 1 「成年後見支援貯金」とはどのような口座ですか。

A 1 成年被後見人さまの貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭について「成年後見支援貯金」として、口座開設、口座解約、定期交付金の設定・変更・解除、払戻しの各取引において、家庭裁判所が発行する指示書を必要とする口座です。

Q 2 成年後見人の範囲について教えてください。

A 2 成年後見人さまの範囲としては、「成年後見」のみであり、保佐、補助、任意後見、未成年後見については対象外です。

Q 3 成年後見支援貯金はいくらから預入ができますか。

A 3 預入金額の下限はありませんので、1円から預入ができます。

Q 4 成年後見支援貯金口座への入出金はどこの店舗の窓口でもできますか。

A 4 店舗での預入および払戻しについては、口座開設店舗の窓口のみでの取扱いとなります。

なお、ATMを利用した預入については、口座管理店舗が管理するATMにおいて、成年後見人さまが「通帳」を使用してご入金いただけます。

Q 5 成年後見支援貯金口座への年金等の振込はできますか。

A 5 年金、給与、配当金等の自動受取（振込）についてもご利用いただけます。
（JA西春日井では入金に際して、家庭裁判所の指示書は不要です。）

Q 6 成年後見支援貯金口座からの口座振替はできますか。

A 6 口座からの払戻しに際しては、家庭裁判所が発行する指示書を必要とするため、口座振替契約についてもご利用できません。

Q 7 成年後見支援貯金口座を開設するにあたり、他の預貯金口座の解約に際して家庭裁判所から何らかの指示等がありますか。

A 7 JA西春日井の成年後見支援貯金口座のほか、家庭裁判所の指示書を必要とする他金融機関の預貯金口座の取引以外については、家庭裁判所の判断によるものではなく、成年後見人さまの裁量で決定することとなります。

Q 8 成年後見支援貯金口座の開設時の金額については、成年後見人の裁量で定めるのでしょうか。

A 8 成年後見支援貯金の口座開設にあたっては、事前に家庭裁判所に開設時の金額を含め報告書を提出したうえで、家庭裁判所より指示書の交付を受けることとなります。そのため、口座開設時の金額については、家庭裁判所の判断を受けることとなります。

Q 9 後見監督人が選任されることもありますか。

A 9 親族間に意見の対立がある場合や、成年被後見人さまの財産の額や種類が多い場合等、事案に応じて後見監督人が選任される場合があります。

Q 10 成年後見支援貯金を利用する場合でも、家庭裁判所による後見監督はありますか。

A 10 成年後見支援貯金を利用する場合でも、家庭裁判所は事案に応じて必要な後見監督を行います。成年後見人さまにおいては、家庭裁判所に対して毎年自主的に定期報告を行う義務があり、後見等事務報告書提出の際に、成年後見支援貯金を含む通帳の写し等の添付が必要となります。

Q 11 成年後見支援貯金は貯金保険制度の対象となりますか。

A 11 JA西春日井では、“金利が付く商品”と“無利息型の商品”の2商品を取扱っております。“金利が付く商品”としての成年後見支援貯金については貯金保険の対象となり、JA西春日井の他の貯金と合算して1,000万円までの元本とその利息が保護の対象となります。（“無利息型の商品”については全額保護されます。）

西春日井農業協同組合

詳しくはお近くの支店窓口へお気軽にお問合せ下さい

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（2020年4月1日現在）

商 品 名	・成年後見支援貯金（普通貯金）
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法 （1）払戻方法 （2）払戻金額 （3）その他	・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・口座開設に当たっては、33,000円（税込）の口座開設手数料がかかります。 ・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0568-23-4001）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
その他参考となる事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・当 J A の口座開設店窓口でのお取り扱いに限定いたします。・通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 6 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |
|--|--|

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 西春日井

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2020年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	・無利息となります。
手数料	・口座開設に当たっては、33,000円（税込）の口座開設手数料がかかります。 ・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0568-23-4001）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会 （電話：052-203-1777）
その他参考となる事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当JAの口座開設店窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月6日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A西春日井

成年後見支援貯金に関する特約

成年後見支援貯金は、当組合で定める「普通貯金規定」（以下、「規定」といいます。）または「普通貯金無利息型（決済用）規定」（以下、「無利息型規定」といいます。）によるほか、以下の特別約定（以下、「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1.（特約の適用範囲）

家庭裁判所からの指示書（以下、「指示書」という。）の交付を受けた者とし、かつ1口座に限定します。

2.（取扱店舗の制約）

口座開設店舗のみを取扱店とし、当組合の他の店舗では取扱できません。

3.（取引の方法）

口座の開設・解約、定期交付金の設定・変更・解除、払戻しの取引は「指示書」に基づき取り扱うものとし、取引にあたっては、「指示書」とともに、必要事項を記入し、予めお届けいただいた印章を押印した当組合所定の様式を提出してください。

4.（口座振替等）

この貯金口座は、各種利用料等の支払のための口座振替や、インターネットバンキングの利用ができません。

5.（キャッシュカード）

この貯金口座は、キャッシュカードの発行ができません。

6.（ATM利用制限）

この貯金口座は、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみお取扱いが可能です。

7.（少額貯蓄非課税制度）

この貯金口座は、少額貯蓄非課税制度（通称：マル優）の利用ができません。

8.（手数料）

この貯金口座の開設に当たっては、当組合所定の口座開設手数料をこの貯金口座から引落しするものとし、

また、この貯金口座について、定期金交付目的で振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合、「指示書」記載の交付金額とは別に、当組合所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとし、

9.（決済用貯金）

貯金種別で決済用貯金を希望する場合、もしくは一般貯金と決済用貯金の併用を希望する場合はそれを認めるものとし、併用希望については、本特約第1条にかかわらず2つの口座開設とします。
なお、決済用貯金は無利息とするほかは、一般貯金と同様の取扱とします。

10.（貯金者死亡時等の取扱）

利用対象者である成年被後見人が死亡した場合等、成年後見制度の適用外となった場合は直ちに当組合に届出てください。当組合所定の口座解約手続等が必要となる場合があります。

1 1. (適用条項)

- (1) 本特約に定めのない事項については規定または無利息型規定が適用されるものとします。
- (2) 本特約条項と規定または無利息型規定の条項の間で抵触する事項については、本特約条項が優先するものとします。
- (3) 本特約条項および規定または無利息型規定に定めのない事項が発生した場合は、信義誠実原則をもって当組合と協議のうえ決定するものとします。

1 2. (特約の変更)

- (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)